

農業委員会からお知らせ

○賃借料情報

農地法の改正により、標準小作料制度が廃止されました。

農地法第 52 条の規定に基づき農地の賃借料情報の提供を行いますので、農地の貸借契約の目安としてください。前年 1 月から 12 月までに締結（公告）された智頭町内の賃借料水準（10a 当たり/年）は、以下のとおりです。

地目	賃借料						使用貸借(賃借料無) データ数
	区域	地帯区分	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	A	市瀬・下中島・湯屋・下町・中町・上市場・河原町・奈留・久志谷・篠坂・早瀬・野原・木原・横田・山田・十日市・大坪・岩神・坂原・中田・新見	6,900 円	15,000 円	1,573 円	12 件	43 件
	B	A・C 区域を除く全域	7,070 円	8,000 円	4,000 円	13 件	
	C	板井原・芦津・八河谷・新田・駒帰	データなし				
畑	全域		データなし				3 件

※ 1 データ数は、集計に用いた筆数です。 ※ 2 物納（10 件）は、集計から除外しています。

※ 3 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。

詳しくは、農業委員会にお尋ねください。

○智頭町農作業受託料金表（令和 2 年度）

作業種別	方法	基準		税込価格	備考
農作業賃金	日当	8 時間		6,520 円～ 7,330 円	
耕 う ん	請 負	10a 当たり (約 1 反)	基盤整備田	7,740 円	2 番すきは 60%
			未整備田	8,760 円	
代 か き	請 負	10a 当たり	基盤整備田	5,500 円	
			未整備田	6,620 円	
機 械 田 植	請 負	10a 当たり	基盤整備田	7,740 円	稲箱 18 個基準
			未整備田	9,370 円	
バインダー	請 負	10a 当たり	基盤整備田	7,740 円	ひも代を含む
			未整備田	9,880 円	
コンバイン	請 負	10a 当たり	基盤整備田	17,620 円	倒伏・湿田は増
			未整備田	19,760 円	
ハーベスター	請 負	10a 当たり	はぜ架け稲	8,760 円	
			刈り倒し稲	13,240 円	
農 薬 散 布	貸 借	10a 当たり		1,120 円	機械（燃料付）
	請 負	10a 当たり		2,240 円	薬剤は委託者持ち
生もみ運搬	請 負	10a 当たり		2,750 円～ 3,260 円	ライスセンター等までの運賃
乾 燥	請 負	コンバイン用 1 袋当たり		390 円	粃ずりは業者価格と同額 乾燥後
		60 kg 当たり		1,150 円	
畦 塗 り	請 負	m 当たり		89 円	

※面積は実面積（畦畔を除く）、交通費は実費支給、悪条件田・倒稲・燃料等は双方で協議して決めてください。また、特殊な機械装備付きは 2～3 割増とし双方で協議して決めてください。

※作業受託により農機具を借りて行う業種別の作業賃金は上記金額の半額とします。

けがや事故を起こさないよう無理な作業は避け、安全で快適な農作業を行いましょう。

問合せ先 智頭町農業委員会 ☎ 75-4121